

農林総合研究所 旧藤坂稲作部跡地売却に係る案内書

地方独立行政法人青森県産業技術センター

<問合せ先>

〒036-0522 青森県黒石市田中82-9
地方独立行政法人青森県産業技術センター
農林総合研究所 総務調整室又は企画経営監
電話：0172-52-4346
FAX：0172-40-4161

は じ め に

- 地方独立行政法人青森県産業技術センター（以下「センター」。）では、一般競争入札において入札者がいなかった農林総合研究所旧藤坂稲作部跡地 物件1～3について、予定価格以上の金額で申込みをした方から先着順で受付し、審査を経て決定した方と随意契約により売払いします。

1 売払物件

物件 番号	物件所在地	登記 地目	現況 地目	面積(m ²)	予定価格(円)
1	十和田市大字相坂字相坂				土地
	182番	畑	畑	557.00	8,885,476
	183番3	田	田	8,000.00	
	184番1	畑	田	5,107.00	
	185番	畑	田	3,093.00	
	188番1	畑	畑	2,240.00	
	190番1	畑	畑	3,142.00	
	194番	畑	田、畑	7,181.00	
	195番1	畑	畑	3,162.00	
	196番	畑	畑	1,349.00	
	199番1	畑	田、畑	5,294.00	
	199番4	宅地	宅地	534.27	
	(堆肥舎)	(建物)		(97.20)	
	287番1	公衆用道路	雑種地	482.00	
	179番8	畑	田	1,222.00	
	179番9	畑	田	691.00	
	179番21	雑種地	田	1,753.00	
	179番26	雑種地	畑	834.00	
	179番27	雑種地	田	1,251.00	
	179番28	雑種地	畑	300.00	
	179番29	雑種地	畑	3,449.00	
	※物件番号1の北側農地、宅地部分となります。			(土地) 19筆 49,641.27 (建物) 1棟 97.20	

物件 番号	物件所在地	登記 地目	現況 地目	面積(m ²)	予定価格(円)
2	十和田市大字相坂字長漕				土地 1,360,000
	120番2	田	田	581.00	
	122番1	田	田	1,172.00	
	123番	田	田	4,008.00	
	124番2	田	田	1,158.00	
	128番	田	田	17,091.00	
				(土地) 5筆 24,010.00	

物件 番号	物件所在地	登記 地目	現況 地目	面積(m ²)	予定価格(円)
3	十和田市大字相坂字相坂				18,367,800 (内訳) 土地 12,504,800 建物(税込) 5,863,000
	183番1	宅地	宅地	3,539.87	
	184番3	宅地	宅地	3,424.27	
	187番1	宅地	宅地	3,651.49	
	188番5	宅地	宅地	936.77	
	189番	宅地	宅地	820.00	
	190番2	宅地	宅地	1,503.18	
	287番2	公衆用道路	宅地	132.00	
	※物件番号1の南側宅地 部分が主となります。			(土地) 7筆 14,007.58 (建物) 24棟 3,282.62	

2 現地確認及び現地説明会

現状有姿により行うので、申込者は必ず現地の確認をしてください。また希望があれば、随時現地説明会を行います。

3 申込資格

申込資格

次のいずれかに該当する方を除き申込することができます。

- 随意契約を締結する能力を有しない者
- 破産者で復権を得ない者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者
なお、警察当局から排除要請がある者とは、次の要件のいずれかに該当するものとして警察当局から排除要請を受けた者をいいます。
 - ・ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であると認められるとき。
 - ・ 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められるとき。
 - ・ 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
 - ・ 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
 - ・ 暴力団員と交際していると認められるとき。
 - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。

4 申込方法

申込書及び添付書類を最初に提出し、受付された方を買受候補者とします。

なお、申込書類の不備（添付書類を含む）がある場合は受付できません。

ア 申込書受付期間等

受付期間 売却が完了するまで

受付時間 午前9時から午後4時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

土、日、祝日、年末年始（12月27日～1月4日）を除きます。

受付方法 売払物件1～3のうち、希望する物件に係る下記イに記載する提出書類を提出先に持参又は簡易書留で郵送してください。

なお、持参した日と簡易書留で届いた日が同日の場合は、買受価格が高い方を先着とし、同価の場合はくじで決定します。

イ 提出書類及び提出先

[提出書類]

- ・ 先着順所有地売払申込書（様式1）
- ・ 個人の場合 住民票抄本（マイナンバーの記載がないもの）
- ・ 法人の場合 役員等一覧（様式2）及び法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）
- ・ 連名による申込の場合は、構成者全員分の身分を証する書類が必要。住民票抄本（マイナンバーの記載がないもの）

[提出先]

〒036-0522 青森県黒石市田中82-9
地方独立行政法人青森県産業技術センター
農林総合研究所 総務調整室
電話 0172-52-4346

5 契約の相手方の決定方法

物件番号1及び2は農地を含んでいますので、先着者は十和田市農業委員会から農地法第3条の許可（買受適格者証明書）の写しを提出していただきます。

また、物件番号3は建物を含んでいますので、先着者は別紙「建物等宅地部分の利用目的」を提出していただきます。

これらの書類審査をし、買受資格があると判断した場合は買受人と決定し、売買契約を締結するものです。

6 契約の締結

(1) 契約の説明

決定後、買受人に対して契約手続の説明を行い必要な書類を交付します。

(2) 契約の締結

買受人は決定した日から14日以内に別記財産売買契約書により、センターと売買契約を締結しなければなりません。

契約締結に当たり、印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）を提出してください。

(3) 契約保証金の納付

契約を締結する際には、売買代金の100分の5以上の契約保証金を指定する口座へ振込により納付してください。（振込手数料は買受人の負担になります。）

(4) 費用の負担

売買契約書に貼付する収入印紙など、契約の締結に関して必要な費用は、買受人の負担となります。

る者の事務所その他これに類するもの、又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他のこれらに類する業の用に供すること、及び、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸すことは禁止されます。

- (4) 売買物件の使用に当たっては、近隣住民その他第三者との間で紛争が生じないように留意するとともに、紛争が生じた場合には、誠実に対応し、自らの責任において解決してください。
- (5) 現状有姿での引渡しとなります。物件内に残置物がある場合でも、センターは撤去をいたしません。
- (6) 図面等の資料と現況に差異がみられる場合には、現況を優先します。
- (7) 申込みに当たっては、本物件における、物件の権利関係、都市計画法・建築基準法等の法令上の制限、私道負担、隣地との境界確認状況、建物及び設備の現状・将来の見通し等につき十分に確認するとともに、売却条件を十分承知した上で申込みをお願いします。
- (8) 買受人が購入後、本物件について開発行為を行う場合は、全て買受人の責任と負担において行うものとします。開発行為の許可等を売買の条件とすることはできません。また、開発行為の許可の可否について、センターは一切の責任を負いません。

物件調書

土地・建物

「農林総合研究所旧藤坂稲作部跡地売却に係る案内書 別冊」のとおり

問合せ先

〒036-0522 青森県黒石市田中82-9

地方独立行政法人青森県産業技術センター農林総合研究所 総務調整室又は企画経営監
(2階)

電話 0172-52-4346 FAX 0172-40-4161

メールアドレス nou_souken@aomori-itc.or.jp

